

ホテル跡地収賄

前市長 高裁も実刑

控訴棄却、猶予認めず

伊東市のホテル跡地売買を巡って収賄罪に問われ、一審の東京地裁で懲役2年、追徴金1300万円の実刑判決を受けた同市の前市長佃弘巳被告(72)の控訴審判決で、東京高裁（大熊二之裁判長）は8日、一審判決を支持し弁護側の控訴を棄却した。佃被告の弁護人は今後について「上告については、本人の話を聞いて理由を検討した上で決める」と述べた。



佃 弘巳被告

控訴審で弁護側は、賄賂を受け取ったと認め、佃被告が事件当時から張し、量刑不当として執行猶予付き判決を求めた。大熊裁判長は「一審判決でも捜査段階や初公判の罪状認否で賄賂性を認めていたこと

を踏まえ、反省の態度があることを量刑上有利な事情として考慮している」などとして執行猶予を認めなかった。さらに弁護側の「土地購入に関して」有利かつ便宜な取り計らい

をしていないのに、取り計らいをしたと認定した一審判決には事実誤認がある」との主張を、「市のトップである被告が自ら交渉に当り、（土地購入のた

めの）補正予算案提出の指示をして土地を購入し、相応の経済的利益をもたらしており、有利かつ便宜な取り計らいであることは明らか」と退けた。

一審判決によると、佃被告は現職だった2015年8月下旬から9月上旬にかけて、同市桜木町のホテル跡地を市に購入させるなどの便宜を図った見返り

として、土地を所有していた建設・不動産会社の元社長(49)に贈賄罪で執行猶予付き有罪判決確定から、仲介役を務めた会社員男性(51)に収賄ほう助罪で執行猶予付き有罪判決確定を通すなどして、現金計1300万円を受け取ったとされる。

小野市長

「信頼回復へ

職員一丸」

東京高裁の控訴審判決を受け、伊東市の小野達也市長は8日、コメントを発表した。「このたびの事件は伊東市の信頼を著しく失墜させるものであり、今回

今後については「再発防止策を着実に実施し、引き続き、職員一丸となって市民の信頼回復に努めていく」と決意を語った。

丸となって市民の信頼回復に努めていく」と決意を語った。